



NIAD-QE

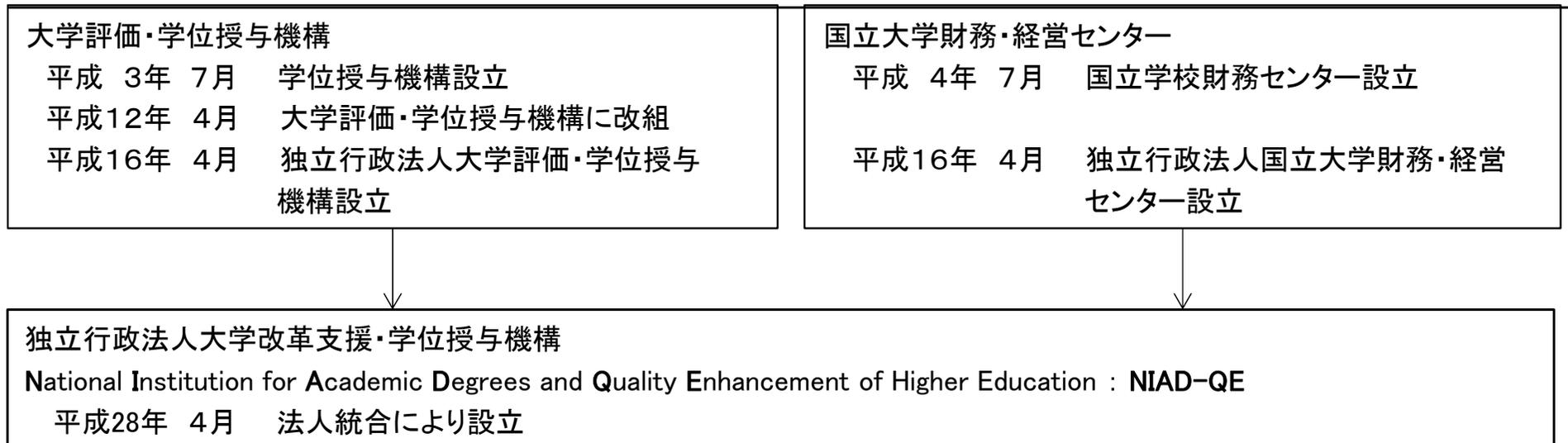
# 大学改革支援・学位授与機構の 概要及び評価事業について

令和6年4月

大学改革支援・学位授与機構

# I 概要

## (1) 沿革



## (2) 目的

大学等の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、国立大学法人等の施設の整備等に必要な資金の貸付け及び交付を行うことにより、その教育研究環境の整備充実を図り、あわせて、学校教育法第104条第7項の規定による学位の授与を行うことにより、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資すること。(大学改革支援・学位授与機構法第3条)

文部科学大臣が定める基本指針に基づいて学部等の設置その他組織の変更に関する助成金の交付を行うことにより、中長期的な人材の育成の観点から特に支援が必要と認められる分野における教育研究活動の展開を促進し、もって我が国社会の発展に寄与すること。(大学改革支援・学位授与機構法第3条第2項)

### (3) 事業等

---

○評価事業（詳細はp.4～p.6）

大学等による教育研究活動等の質の向上を支援するため、大学等の第三者評価を実施。

○施設費貸付・交付事業

国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構の施設の整備等に必要な資金の貸付け及び交付等。

○学位授与事業

広く社会で行われている高等教育段階のさまざまな学習の成果を評価し、大学の学部・大学院の修了者と同等の学力を有すると認められる学習者に対して、学位(学士、修士、博士)を授与。

○質保証連携

我が国の高等教育機関や評価機関との連携によって、大学等の情報や高等教育の質保証に関する情報、及び大学等における学習の機会に関する情報を収集・整理・提供するとともに、各機関と共同で質保証に関わる人材の能力向上のためのプログラムを開発。

○調査研究

機構の事業の基盤となる研究及び事業の検証に関する調査研究を行い、成果を事業に活用するとともに公表。

○助成事業

国から交付される補助金により基金を設け、文部科学大臣が定める基本指針及び機構が定める実施方針に基づき、中長期的な人材育成の観点から特に支援が必要と認められる教育研究の分野の学部等の設置その他組織の変更に必要な資金に充てるため、大学等に対し助成金の交付。

### (4) 予 算

---

令和6年度予算

施設整備勘定 : 154,950百万円

助成業務等勘定 : 29,165百万円※(大学等成長分野転換支援基金の取崩額等)

一般勘定 : 1,979百万円(運営費交付金 1,771百万円、自己収入等 208百万円)

### (5) 施 設

---

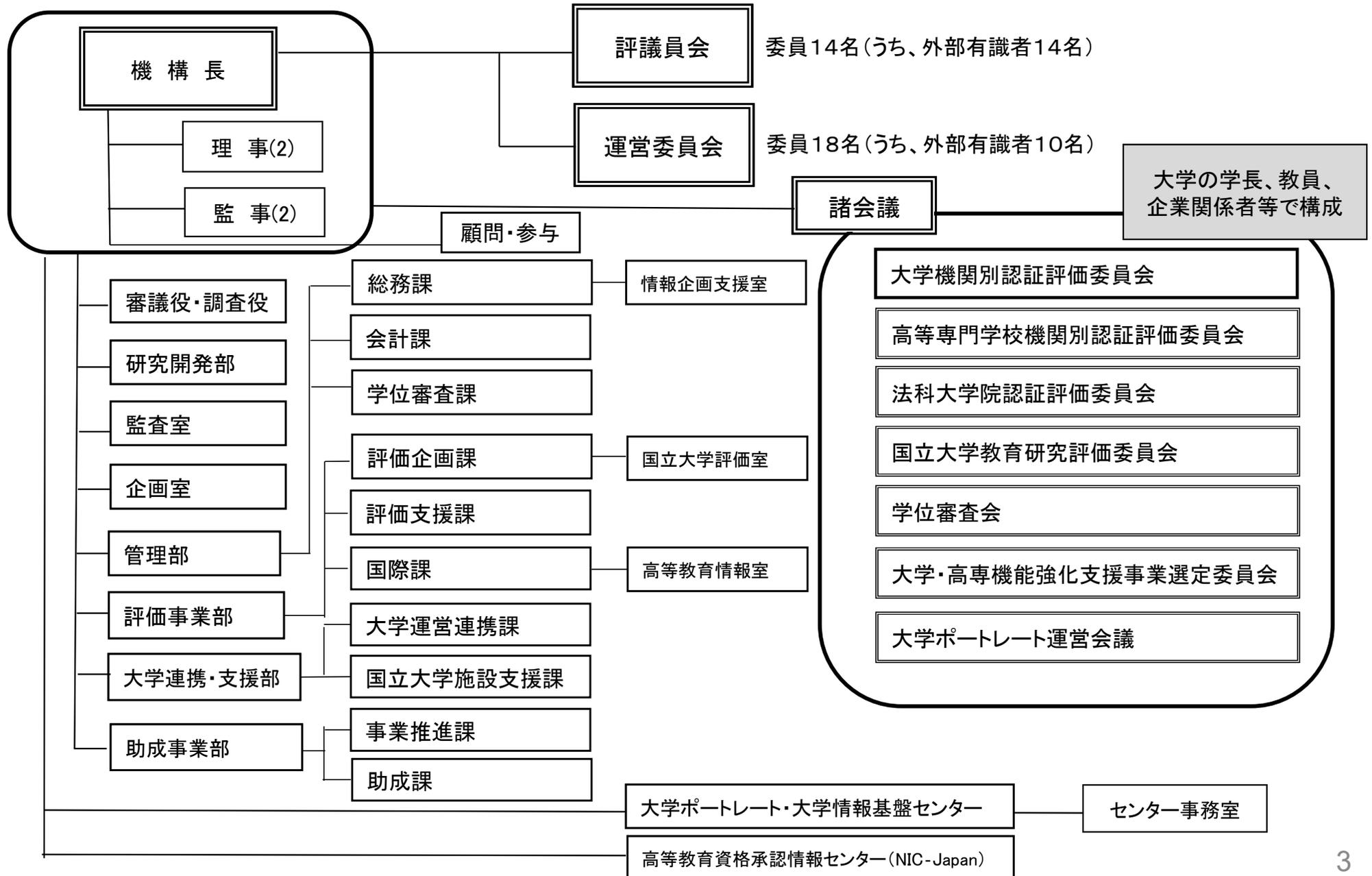
本 館:東京都小平市(7階建、13, 212㎡)

竹橋オフィス:東京都千代田区(学術総合センター10階・11階、3, 354㎡)

小平第2住宅(宿舎):東京都小平市(3階建、2, 769㎡)

## (6) 組織

- 機構長: 服部 泰直
- 役員数: 機構長1名、理事2名、監事(非常勤)2名
- 教職員数: 177名(教員19名、職員158名)(令和6年4月現在)

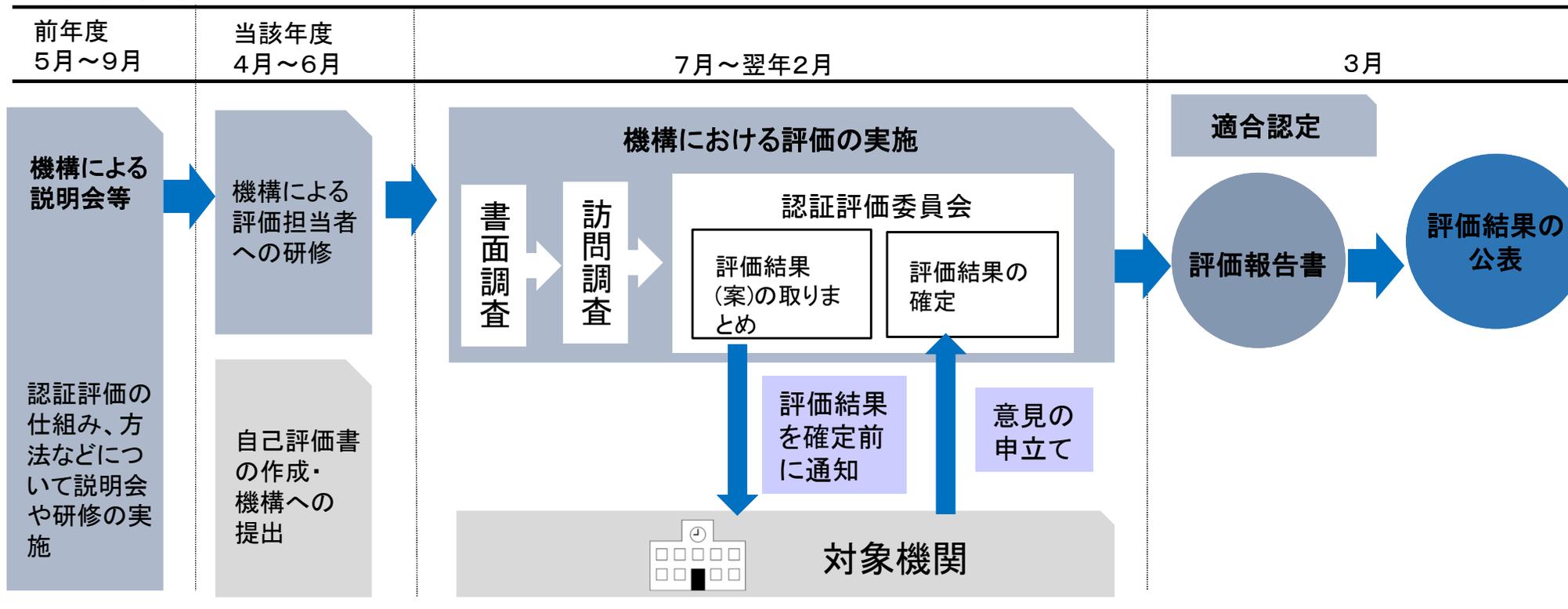


## Ⅱ 評価事業

### (1) 認証評価

学校教育法第109条により、国公立大学(短期大学を含む。)及び高等専門学校は、その教育研究水準の向上に資するため、教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況に関し、7年以内ごとに、文部科学大臣が認証する評価機関(認証評価機関)の実施する評価を受けることが義務付けられている。  
(専門職大学院については、教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況に関し、5年以内ごとに評価)

#### ● 認証評価のプロセス



#### ● 認証評価の目的(大学機関別認証評価)

大学の教育研究活動等に関して、

- ①質を保証する、
- ②改善に役立てる、
- ③広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進する

● 評価基準(例:大学機関別認証評価)

- ①教育研究上の基本組織に関する基準 ②内部質保証に関する基準  
 ③財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準 ④施設及び設備並びに学生支援に関する基準  
 ⑤学生の受入に関する基準 ⑥教育課程と学習成果に関する基準

● 実績

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
大学	4	10	38	11	37	25	7	4	21	29	33	18
高専	18	18	20	2	0	2	6	14	14	15	2	4
法科			9	16	3	0	1	9	14	3	1	0
短大	2	1	2	2	1	5	0					

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	計
大学	14	5	16	6	43	16	4	341
高専	4	6	13	13	16	2	3	172
法科	6	13	1	1	0	5	11	93
短大								13

[参考]各認証評価機関における実施数の割合(H16~R4) ※高等専門学校の認証評価は当機構のみ

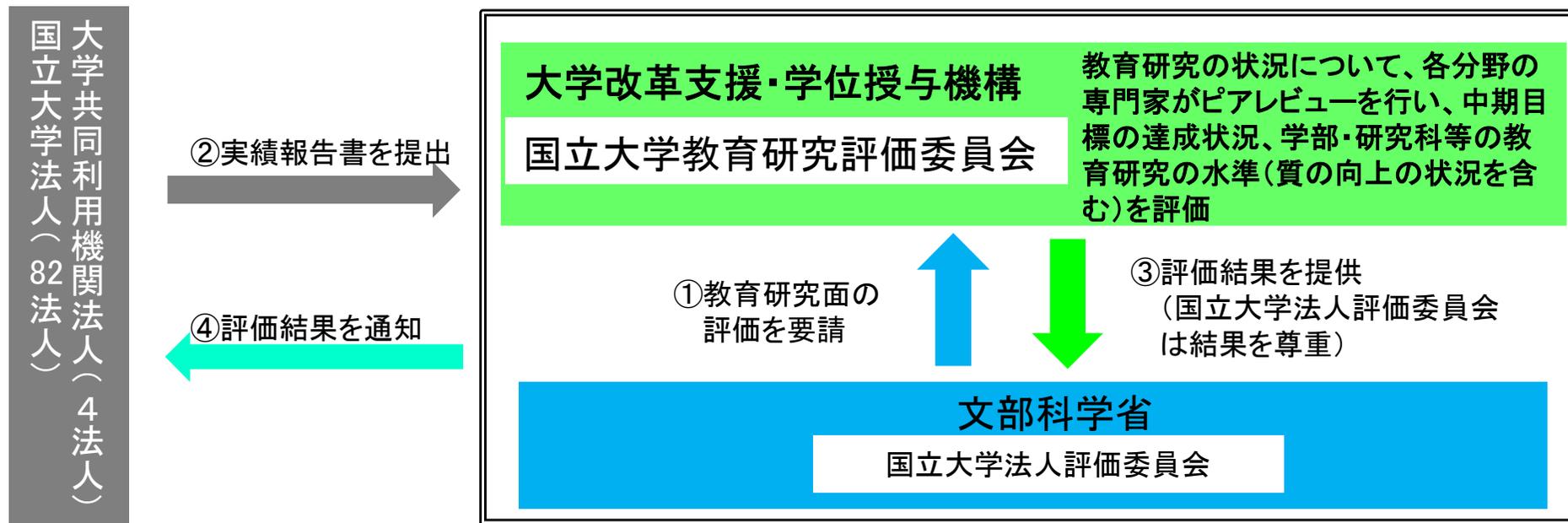
機関別(大学)①大学基準協会41% ②日本高等教育評価機構41% ③大学改革支援・学位授与機構17%  
 ④大学教育質保証・評価センター1%

専門職大学院(法科): ①大学改革支援・学位授与機構42% ②日弁連法務研究財団37% ③大学基準協会21%

## (2) 国立大学教育研究評価

国立大学法人法第31条の3第1項に基づき、機構は、文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請を受け、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間における業務実績のうち、教育研究の状況についての評価を実施している。

### ● 国立大学教育研究評価の仕組み



### 【第4期中期目標期間（令和4年度～令和9年度）の評価】

- 4年目終了時評価（令和8年度に実施及び結果公表）  
国立大学教育研究評価委員会の下に、以下の会議等を設置して実施。  
「達成状況判定会議」・・・国立大学法人等の規模・構成に応じ8グループより編成。中期目標の達成状況の評価を実施。  
「現況分析部会」・・・分野別に11の学系部会を編成。学部・研究科等の現況分析を実施し、教育研究の水準（質の向上の状況含む）を分析。  
「研究業績水準判定組織」・・・306の科研費の小区分ごとに評価者を配置し、学部・研究科等の代表的な研究業績の水準を判定。
- 6年目終了時評価（令和10年度に実施及び結果公表）  
国立大学教育研究評価委員会の下に、以下の会議等を設置して実施。  
「達成状況判定会議」・・・国立大学法人等の規模・構成に応じ8グループより編成。中期目標の達成状況の評価を実施。